

質問 外国人と婚姻したので氏を外国人配偶者の氏に変更しました。離婚したので氏を変更前の氏に変更したいのですが「氏の変更（戸籍法 107 条 3 項）」

回答

外国人と婚姻し、107 条 2 項の届出により氏を変更した者はその外国人配偶者との婚姻を解消した後 3 カ月以内であれば、家庭裁判所の許可を得ることなく、氏を変更前の氏に変更することができます。

➤ **届出期間は**

婚姻を解消した日から 3 カ月以内。この期間の計算については戸籍法第 43 条の原則により婚姻解消の日を初日として算入します。

婚姻解消の日とは、協議離婚の場合にはその届出の日、裁判離婚の場合には判決等の確定の日、外国の方式による離婚の場合にはその方式の行われた日、また外国人配偶者の死亡による婚姻の解消の場合にはその死亡の日です。

➤ **届出人は**

外国人配偶者と婚姻を解消した者